

暮らしのお知らせ

住所が変わったら手続きを

転入・転出・転居

引っ越しなどで住所が変わる時は、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

引越など住所が変わる時は、外国人の人は在留カード、特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

代理人が届け出を行う場合は委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。届け出に來た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。

また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カードなども持ってきてください。

マイナンバーカード



デジタル庁
ホームページ

また、住所が変わる人のマイナンバーカード、写真付きの住民基本台帳カードなども持ってきてください。

休日窓口サービスの休止日

機器点検のため、休日窓口サービスを休止します。

期日 10月13日(日)、11月10日(日)

※くわしくは行政管理局(☎20・1500)へ。

10月下旬に送付します

医療費通知

市では、国民健康保険に加入している人の医療費通知を、10月下旬に世帯主宛てに送付します。

これは、1～7月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

医療費通知は、確定申告の際に医療費控除の添付資料として使用できます。なお、自由診療などの医療費通知に記載されない医療費や、通知の発送が確定申告の時期に間に合わない11・12月受診分については、領収書を必ず保管してください。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

案の公表と意見の募集

使用料・手数料の見直しに関する基本方針

市では、使用料・手数料の見直しに関する基本方針の案を公表し、意見を募集しています。

閲覧場所 財政課(市役所4階)、行政資料室(市役所1階)、下総・大栄支所、各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあこ

うづ、三里塚コミュニティセン



市ホームページ

ター、赤坂ふれあいセンター、

市ホームページ

意見の提出方法 10月30日(水)(必着)までに、閲覧場所にある意見提出書を直接・郵送・FAX・Eメールのいずれかで財政課(〒286・8585 花崎町760 FAX 24・1655 Eメール naisei@city.naita.chiba.jp)へ。専用フォームからも提出できます



専用フォーム

結果の公表 市の考えと併せて市ホームページなどで掲載

※くわしくは財政課(☎20・1512)へ。

被害を減らすために

イノシシ対策

耕作放棄地はイノシシのすみかとなる恐れがあります。イノシシによる農作物被害を減らすため、定期的に草刈りを行うなど、適切に管理しましょう。

※くわしくは県印旛農業事務所企画振興課(☎043・483・1129)へ。

安全に通行するために

駅前放置自転車

11月30日(土)まで駅前放置自転車クリーンキャンペーンが実施され、啓発活動や放置自転車などの撤去が行われます。

放置された自転車は道幅を狭めたり、点字ブロックを隠したりして、高齢者や障がいのある人などの安全な通行を妨げます。また、災害時の消火・救助活動や避難の障害にもなります。

短時間でも、公共の場所に自転車を置いて離れる場合は、放置自転車となるので注意しましょう。

※くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

ハロウィンジャンボ宝くじ

10月17日(木)までハロウィンジャンボ宝くじ・ハロウィンジャンボミニが販売されています。

宝くじの収益金は、市町村のまちづくりに使われます。なお、令和5年度は1,302万円が市に交付されました。

建物のルールを守って

違反建築の防止

建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定められた基準を守り、適正に工事を進めましょう。新築時は法令に適合していても、その後の改修や使い方の変更により違法となる場合があります。改修などの際は、事前に建築士に相談しましょう。

※くわしくは建築住宅課(☎20・1564)へ。

変更になります

農地の貸借方法

千葉県園芸協会では、農地を貸したい人と借りたい人を仲介する農地中間管理事業を行っています。

地域計画の法定化に伴い、令和7年4月以降または地域計画が策定された地域で農地の貸し借りを

する場合は、原則として千葉県園芸協会による仲介が必要です。

なお、従来の農地法第3条による農地の貸借はできますが、市町村が作成する農用地利用集積計画による農地の貸借はできなくなります。

貸し借りを希望する人は、成田地区は成田市農業センター(☎22・6581)、下総・大栄地区は農政課(☎20・1542)へ相談してください。

※くわしくは同課へ。

加入しませんか

農業者年金

農業者年金は、農業者の老後所

得の充実を図るための公的年金制度です。自分で積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が

決まる積み立て方式で、支払った保険料の全額が社会保険料控除の対象になります。

対象Ⅱ20・59歳の国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している人

保険料(月額)Ⅱ2万円・6万7、000円(35歳未満の人は1万円から加入できます)

※くわしくは農業委員会事務局(☎20・1573)へ。

できることから始めよう

印旛沼の浄化推進

きれいな印旛沼を取り戻すために、皆さんも家庭でできる浄化対策を心掛けましょう。

○調理くずなどを流さないよう、水切り袋や三角コーナーを使う
○食器や鍋は、油污れを布・紙などで拭き取ってから洗う
○せっけんや洗剤を使い過ぎない
○くみ取りや単独処理浄化槽から早めに合併処理浄化槽などに切り替える

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

適切な点検・清掃を

合併処理浄化槽

浄化槽の維持管理を怠ったり使い方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化し、悪臭の発生や、川や沼の水質悪化を招く原因になります。浄化槽の機能を発揮させるために、次のような適切な維持管理が義務付けられています。

○保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための専門業者による点検(年3回以上、人槽により異なる)
○清掃：槽内のごみや汚泥を取り除くための市の浄化槽清掃許可業者による清掃(年1回以上)
○法定検査：正常に機能しているかを確認するための県浄化槽検

査センターによる検査(年1回)

合併処理浄化槽の費用を補助

市では、合併処理浄化槽の設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。補助を受けるには条件があります。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ

利用料の一部を補助

幼児教育・保育の無償化

市では、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設などを利用し「保育の必要性の認定」を受けている児童の保護者に対し、利用料の一部を補助しています。

対象となる利用料Ⅱ7・9月分請求書配布場所Ⅱ各幼稚園、保育課市役所2階、市ホームページ



市ホームページ

申請方法Ⅱ10月31日(木)(当日消印有効)までに請求書・領収書・提供証明書などの必要書類を直接または郵送で保育課(〒286・8585 花崎町760)へ。

窓口で申請する場合は印鑑を持ってきてください

※くわしくは同課(☎20・1607)へ。

市長日誌

市長日誌は市ホームページでも公開しています



9月1日(日)～15日(日)

1日	御待夜祭
2日	成田空港に関する四者協議会(Web会議)
3日	市議会一般質問(～6日)
7日	千葉ロッテマリーンズ ALL FOR CHIBA
9日	建設水道常任委員会
10日	教育民生常任委員会
11日	経済環境常任委員会 空港対策特別委員会
12日	橋本大輝選手団体金メダル獲得報告会 総務常任委員会
13日	庁議
14日	成田伝統芸能まつり秋の陣 ファミリーコンサートin玉造
15日	公津地区敬老会



成田伝統芸能まつり秋の陣で(14日)

暮らしのお知らせ

残さず食べよう！

30・10運動

食べ残しや廃棄などによる食品ロスの量は、国内で年間472万トンに上ると推計されています。これは、国民1人当たり毎日茶わん1杯分のご飯(約103グラム)を捨てている計算になります。

会食・宴会時の食べ残しを減らし、食品ロスを削減するために考えられたのが30・10運動です。「もったいない」を心掛け、次のことに取り組みましょう。

○乾杯後30分間は席を立たず料理を楽しむ

○苦手の料理や残った料理は食べられる人でシェアをする

○終了前10分間は自分の席に戻って料理を楽しむ

※くわしくはフリーン推進課(☎20・1530)へ。

犯罪被害に遭わないために

安全で安心なまちづくり

現在、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を持って、さまざまな防犯活動を行っています

すが、犯罪件数は増加傾向にあります。特に自転車やエアコンの室外機の盗難が増加しており、電話詐欺や公然わいせつによる被害も多発しています。

一人一人が防犯意識を高め、被害を防ぎましょう。

※くわしくは成田警察署(☎27・0110)へ。

費用を補助します

危険ブロック塀の除却

道路に面している危険なブロック塀などを、市内業者を利用して除却する場合に、その費用を補助します。

補助対象に当たるかは職員が現地確認しますので、建築住宅課(市役所5階 ☎20・1564)へ相談してください。

申請方法などの詳細は市ホームページ



市ホームページ

対象Ⅱ補強コンクリートブロック造または組積造(コンクリート

ブロック造・石造・レンガ造など)で、地震により倒壊の恐れがある、道路などに面している

塀の所有者

補助額Ⅱ危険なブロック塀などの除却にかかった費用の2分の1(上限10万円)

※くわしくは建築住宅課へ。

支援を行います

介護版なりた手当

市では、介護サービス事業所で中心的役割を担う介護職員を支援するため、一定の要件を満たす人を対象に、介護版なりた手当を支給します。詳細は市ホームページで確認してください。



市ホームページ

ください。

※くわしくは高齢者福祉課(☎20・1537)へ。

専門家が応じます

各種無料相談

不動産相談

受付日時Ⅱ10月11日(金) 午前10時

～午後3時30分

会場Ⅱ市役所1階ロビー

内容Ⅱ不動産の価格、相続など

問い合わせ先Ⅱ千葉県不動産鑑定士協会(☎043・222・75

88)

調停相談

受付日時Ⅱ10月26日(土) 午前10時

～午後2時30分

会場Ⅱもりんぴあこうづ

内容Ⅱ離婚、遺産相続など

問い合わせ先Ⅱ千葉地方裁判所佐

倉支部(☎043・484・12

15)

※相談を希望する人は当日直接会場へ。くわしくは各問い合わせ先へ。

絶対に見逃さない

滞納整理強化

県と市では、県税・市税の滞納を防止するため「滞納は絶対に見逃さない」を合言葉に、滞納整理を強化しています。

滞納者に対する徴収対策(文書催告、財産調査、自宅などの搜索、給与・預貯金などの差し押さえ、

自動車のタイヤロック)を行っています。税金は納期限までに必ず納めましょう。

※くわしくは、県税については佐

倉県税事務所(☎043・48

3・1150)、市税についてはは納税課(☎20・1519)へ。

労働委員会が応じます

個別的労使紛争のあっせん

県労働委員会では、労働者と使用者との間で生じた解雇・パワハラ・労働条件の不利変更などのトラブルについて、双方の歩み寄りによる円満な解決を目指す「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

あっせんは、労働者・使用者どちらからの申請でも、無料で受け付けています。

※くわしくは県労働委員会事務局(☎043・223・3735)へ。

製造・販売・使用は犯罪です

不正軽油

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけでなく、市民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため「買わない」「売らない」「使わない」を合言葉に、販売や使用の防止にご協力をお願いします。

※くわしくは佐倉県税事務所(☎043・483・1116)へ。